

役員報酬規程

特定非営利活動法人エク・プロジェクト

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人エク・プロジェクト定款第18条に基づき、役員報酬及び費用弁償等について定めるものとする。

(報酬の不支給)

第2条 役員報酬は、常勤又は非常勤にかかわらず、一切支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が職務執行に要した必要な費用については、弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会において別途定める。

附 則

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

賃 金 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人エク・プロジェクトの従業員に対する賃金の決定、計算及び支払方法その他賃金に関する事項を定めるものである。

(賃金決定の原則)

第2条 従業員の賃金は、次の点等を考慮して決定する。

- ① 職務の重要度・困難度・責任度
- ② 従業員の年齢・経験・能力
- ③ 従業員の勤務成績・勤務態度
- ④ 社会的水準、法人の支払能力、物価

(賃金の構成)

第3条 従業員の月例賃金は、基準内賃金と基準外賃金とし、その構成は、次のとおりとする。

1 基準内賃金

- ① 基本給
- ② 出張手当
- ③ 通勤手当
- ④ その他の手当

2 基準外賃金

- ① 時間外勤務手当
- ② 休日勤務手当
- ③ 深夜勤務手当

(締め切り・支払)

第4条 賃金は、前月21日から当月20日までを算定期間とし、その期間について当月25日に支給する。ただし、支払日が休日の場合は前日に繰り上げて支給する。

(賃金計算方法)

第5条 所定労働日数の全部又は一部を休業した場合においては、原則としてその休業した日数に対する賃金は支給しない。

2 賃金算定期間の途中で採用され、又は退職、休職、復職、解雇等の場合は、当該

算定期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

- 3 欠勤、遅刻、早退した場合は、当該計算期間の所定労働日数・労働時間を基準に日割・時間割計算し、不就労時間分を控除して支払う。

(パートタイマー等の賃金)

第6条 パートタイマー等臨時従業員の賃金は個別労働契約によるものとする。

(非常払い)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、第4条の規定にかかわらず、従業員の請求により、既往の従業日に対する賃金を支給する。

- ① 本人又はその家族の出産、疾病及び災害の場合。
- ② 本人又はその家族の結婚、葬儀の場合。
- ③ 本人がやむを得ない事由により1週間以上にわたり帰郷する場合。
- ④ その他特に必要と認めた場合。

- 2 前項の金額はその月の賃金支払いの際に精算する。

(退職時払い)

第8条 第4条の規定にかかわらず、従業員が死亡又は退職した場合において、本人又は遺族の請求があったときは、7日以内に既往の労働に対する賃金を支払う。

(賃金の支払方法)

第9条 賃金は直接従業員本人に全額通貨で支給する。

- 2 前項にかかわらず、賃金は、その支払いに際し以下のものを控除する。

- ① 法令に定められているもの
 - ② 貸付金、給料前渡し金及び親睦会費等法人と社員の過半数を代表するものとの書面による協定によるもの
- 3 第1項にかかわらず、社員の過半数を代表するものとの協定書に基づき、指定する金融機関の本人名義口座に振込を行って代えることができる。

(定義)

第10条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

満勤日数 その月の規定上出勤すべき日数(所定労働日数)

休 暇 年次有給休暇及び有給の特別休暇

欠 勤 休暇以外の不就労日

ペナルティ数 (遅刻・早退回数) × 1/3

出 勤 率 $\frac{\text{満勤日数} - (\text{欠勤日数} + \text{ペナルティ数})}{\text{満勤日数}} \times 100$

満勤日数

(端数の取扱い)

第 11 条 各賃金項目に円未満の端数が生じた場合は、1 円に切上げて計算する。

第 2 章 賃金

(基本給)

第 12 条 基本給は月額 10 万円とする。

(出張手当)

第 13 条 法人の指定する公演に出演するために宿泊を要する場合、その出演日一日当たり、出張手当として 3000 円支給する。ただし、海外公演の場合は、出国した日から帰国した日まで、出演の有無にかかわらず、一日当たり、3000 円の出張手当を支給する。

(通勤手当)

第 14 条 通勤手当は、通勤のために交通機関を利用する従業員に対し、非課税限度額の範囲で実費支給する。ただし、実費の支給は、最も経済的な通勤経路として法人が認めた場合について行う。

(その他の手当)

第 15 条 業務上の都合、地域又は本人の特別の事情その他調整等のため必要に応じ本章各手当の他にその他の手当を支給することができる。

(残業手当)

第 16 条 所定労働時間外労働をした場合は、その時間数に応じ次の算式により算出した残業手当を支給する。

(基本給) ÷ 月平均所定労働時間 × 1.25 × 時間外労働時間数

時間外労働時間数 1 か月における時間外労働の合計時間数に 30 分未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

2 休日勤務手当については、次の各号のとおり計算した額を支給する。

① 休日労働が、法定休日（1 週 1 日の休日）である場合

(基本給) ÷ 月平均所定労働時間 × 1.35 × 労働時間

② 休日労働が、法定休日以外の休日である場合

(基本給) ÷ 月平均所定労働時間 × 1.00 × 労働時間数

ただし、この休日労働が第 1 項の時間外労働に該当する場合、同条に基づき時間外勤務手当を支給する。

3 代休が付与された場合、法定休日労働については、第 2 項第 1 号の算式中「1.

35」を「0.35」に読み替えて算出した額を支給する。

- 4 第1項の所定労働時間外の労働が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）に及ぶ場合は、その時間に係る残業手当は、前項の算式中「1.25」を「1.50」に読みかえて算出した額を支給する。

（欠勤等による控除）

第17条 第12条の基本給について、当該算定期間中の欠勤日数とペナルティ数の和が1以上の場合は、その1（端数切捨）について1/24を控除して支給する。

第3章 賃金の改定

（賃金の改定）

- 第18条 基本給及び諸手当等の賃金の改定（昇給、降給、現状維持のいずれかとする。）については、原則として毎年4月1日に行うこととし、改定額については、法人の業績、個人の業績を考慮のうえ、行う。
- 2 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

付 則

- 1 この規程は平成29年 4月 1日から実施する。
- 2 この規程は、令和2年3月13日より改定施行する（第4章削除）。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	(特非) エク・プロジェクト	事業年度	令和2年1月1日～ 令和2年 12月31日
-----	----------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	232,000 円
賛助会員受取会費	3,000 円
受取寄附金	2,603,000 円
助成金	730,000 円
演奏会等事業収益	8,940,196 円
教育・研究事業収益	13,469 円
弦楽四重奏の普及・啓発事業収益	304,480 円
受取利息	14 円
雑収入	3,466,660 円
受取負担金	84,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	16,376,819 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	542,843 円
	500,000 円
	500,000 円
	500,000 円
	円
合 計	2,042,843 円

(3) その他

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人エク・プロジェクト	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		レ

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和2年1月1日～令和2年12月31日	4人	0人	0%	0人	0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/>	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が各目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	(特非) エク・プロジェクト	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		4人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
勝村 務		理事		○							就任平成 21年 1月 6日
大友 肇		理事		○							就任平成 21年 1月 6日
北見 春菜		理事		○							就任令和 2年 4月 1日
朝山 勝治		監事		○							就任平成 21年 1月 6日
双紙 ゆか		理事		○							就任平成 30年 4月 1日 退任令和 2年 3月 31日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人エク・プロジェクト		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 装丁帳簿	毎日	7年
仕訳帳	会計ソフト(会計王)使用 装丁帳簿	毎日	7年
現金出納帳	会計ソフト(会計王)使用 装丁帳簿	毎日	7年
売掛帳	会計ソフト(会計王)使用 装丁帳簿	毎日	7年
給与台帳	会計ソフト(ぶち給与計算)使用 装丁帳簿	毎日	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人エク・プロジェクト	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		レ

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人エク・プロジェクト	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		レ
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人エコプロジェクト
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人エク・プロジェクト	チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(註1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等^(註2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		レ
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、<u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u></p> <p>(注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること</p> <p>(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要</p>	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ